

文教委員会資料①

1 陳情の審査

- (1) 陳情第37号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- (2) 陳情第38号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

資料1 川崎市内中学校・高等学校の生徒数及び行政体制

資料2 私学助成の概要

資料3 国の私立学校経常費助成費予算

資料4 神奈川県私立学校助成関係予算

資料5 私立学校に通う児童・生徒と保護者の皆様へ

資料6 神奈川県の高高等学校生徒に対する支援施策

資料7 川崎市私立中学校及び高等学校助成関係予算、川崎市高等学校奨学金

資料8 公私立学校等児童・生徒数

資料9 公立中学校卒業者の進路状況

資料10 都道府県別私立学校経常費補助単価（令和元年度）

資料11 高等学校（全日制・定時制）都道府県別学校数

資料12 私立高等学校（全日制）の初年度授業料等について（平成27年度～令和元年度）

資料13 「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案（個別的提案）」（令和元年7月
神奈川県）抜粋

資料14 私立高等学校等の学費支援制度のご案内（2019年度）

資料15 令和2年4月から私立学校授業料実質無償化がスタート！

資料16 図表でみる教育：OECDインディケーター2019年版 抜粋

こども未来局

（令和2年2月6日）

川崎市内中学校・高等学校の生徒数及び行政体制

私立学校

(令和元年5月1日現在)

中学校(6校)

学校名	生徒数	うち市内在住生徒数
法政大学第二	672	125
大西学園	16	9
洗足学園	749	193
カリタス女子	572	205
日本女子大附属	744	101
桐光学園	1,207	393
合計	3,960	1,026

25.9%

高等学校(6校)

学校名	生徒数	うち市内在住生徒数
法政大学第二	1,894	365
大西学園	220	159
洗足学園	709	182
カリタス女子	537	210
日本女子大附属	1,113	189
桐光学園	1,749	492
合計	6,222	1,597

25.7%

神奈川県
知事

(子どもみらい部
私学振興課)

- ・設置認可
- ・運営指導
- ・各種助成

県立学校

(令和元年5月1日現在)

高等学校(全日制)

単位:人

学校数	生徒数	(※参考)川崎市立中学校出身者数
14	12,264	9,541

※川崎市立中学校出身者数については、平成29年から令和元年までの5月1日時点での1年生の人数を合算したものとする。

77.8%

神奈川県
教育委員会

- ・設置
- ・運営管理

市立学校

(令和元年5月1日現在)

中学校

単位:人

学校数	生徒数	(※参考)市内在住生徒数
52	29,202	28,273

※市内在住生徒数は令和2年1月7日現在

96.8%

川崎市
教育委員会

- ・設置
- ・運営管理

高等学校(全日制)

単位:人

学校数	生徒数	(※参考)川崎市立中学校出身者数
5	3,706	3,106

※川崎市立中学校出身者数については、平成29年から令和元年までの5月1日時点での1年生の人数を合算したものとする。

83.8%

私学助成の概要

1. 私学助成の基本

私立学校の役割 (国の考え)	わが国の学校教育の発展にとって、質・量両面にわたり重要な役割 ①建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開 ②大学生・短大生の約8割、高等学校生徒の約3割、幼稚園児の約8割が私立学校に在学・在園
-------------------	---

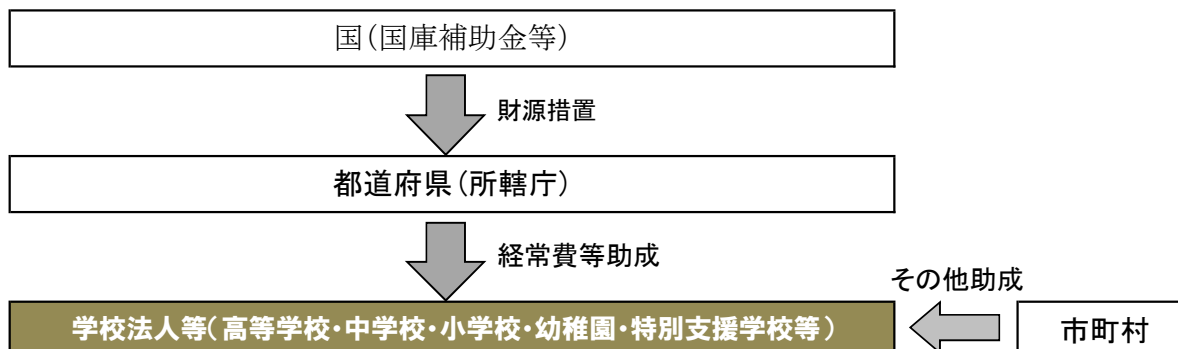


私学助成 の 主な法的根拠	私立学校法(昭和24年制定) 第59条(助成) 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。 私立学校振興助成法(昭和50年制定) 第1条(助成の目的) ①教育研究条件の維持向上 ②修学上の経済的負担の軽減 ③経営の健全性の向上 } 私立学校の健全な発達に資する 第9条(都道府県への補助) 都道府県が教育に係る経常的経費について補助する場合、国は都道府県に対し、その一部を補助することができる。 第10条(その他の助成) 国又は地方公共団体は、第9条等の規定のほか、補助金の支出、資金の貸付、その他財産の譲渡等を行うことができる。
---------------------	---



国・地方公共団体 の 施策	①経常的経費に対する補助を中心とした助成事業 ②貸付事業 ③学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等、必要な税制上の優遇措置
---------------------	---

2. 私立高等学校等に対する助成の財源等



国の私立学校経常費助成費予算

単位: 百万円

事業名称	平成29年度	平成30年度	令和元年度	事業内容
1. 私立高等学校等経常費 助成費補助	100,719	100,689	99,388	都道府県が行う私立 学校の経常費助成 費に対して補助 (広域以外の通信制 を含む)
①高等学校	53,817	54,642	55,078	
②中等教育学校	357	347	338	
③中学校	10,827	10,872	11,024	
④小学校	3,426	3,461	3,521	
⑤幼稚園	19,471	18,218	16,138	
⑥その他特別補助	12,821	13,149	13,289	
2. 私立高等学校等経常費 補助	2,712	2,675	2,759	
特定教育方法支援事業	2,712	2,675	2,759	特別な支援が必要 な私立学校等への 補助
合 計 (経常費等)	103,431	103,364	102,147	

※ 文部科学省への聞き取りによる

神奈川県私立学校助成関係予算

単位:千円

事業名称	平成29年度				平成30年度				令和元年度				事業内容
	計	財源内訳			計	財源内訳			計	財源内訳			
		県 一般財源	国庫支出金	その他		県 一般財源	国庫支出金	その他		県 一般財源	国庫支出金	その他	
1. 経常費補助	43,736,282	37,575,722	6,160,560	0	43,366,413	37,215,301	6,151,112	0	43,389,417	37,148,283	6,241,134	0	私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組に対して助成
①高等学校	20,078,867	17,239,949	2,838,918		20,210,008	17,346,818	2,863,190		20,840,143	17,866,571	2,973,572		
②中等教育学校	577,054	490,537	86,517		559,091	474,429	84,662		599,851	506,692	93,159		
③中学校	5,372,685	4,573,455	799,230		5,421,594	4,605,680	815,914		5,478,195	4,638,598	839,597		
④小学校	2,281,619	1,933,774	347,845		2,329,867	1,969,934	359,933		2,388,380	2,012,817	375,563		
⑤特別支援学校	528,254	528,254			521,089	521,089			530,779	530,779			
⑥幼稚園	13,366,139	11,278,089	2,088,050		13,002,357	10,974,944	2,027,413		12,165,235	10,205,992	1,959,243		
⑦専修学校・各種学校	1,531,664	1,531,664			1,322,407	1,322,407			1,386,834	1,386,834			
2.私立高等学校等生徒学費補助	3,844,294	3,844,294			4,516,264	4,516,264			4,671,456	4,671,456			保護者の学費負担を軽減するため、入学金や授業料を軽減した私立高校等に対して助成
3.私立学校生徒学費緊急支援事業費	40,150	8,074	32,076		58,943	7,162	51,781		45,756	5,853	39,903		家計急変した生徒等の授業料や、東日本大震災により被災した生徒等の授業料を軽減した私立高校等に対して助成
4.私立幼稚園特別支援教育費補助	1,741,264	837,345	811,919	92,000	1,922,368	932,400	912,968	77,000	1,920,016	942,200	900,816	77,000	障害のある幼児を受け入れる幼稚園に対して助成
5.私学団体助成費	6,400	6,400			6,400	6,400			6,400	6,400			私学団体が実施する研修事業等に対して助成
6.私立学校教職員退職金制度補助金	884,924	884,924			925,516	925,516			941,036	941,036			退職金手当の給付財源の一部を助成
7.日本私立学校振興・共済事業団補助金	613,285	613,285			623,926	623,926			641,456	641,456			私学共済の長期給付財源の一部を助成
8.私立学校振興資金利子補給費	6,815	6,815			15,260	15,260			16,851	16,851			施設整備資金借入の支払利子の一部を補給
9.私立学校施設耐震診断調査費補助	9,972	4,986	4,986		9,972	4,986	4,986		5,936	2,968	2,968		施設耐震診断に要する調査費に対して助成
10.公私立学校協調事業費	3,213	3,213			3,213	3,213			3,213	3,213			公私立高等学校による協調事業を実施
11.私立幼稚園施設整備費等補助	641,650		641,650		408,103		216,605	191,498	337,349		94,091	243,258	認定こども園への移行を図る私立幼稚園の耐震化工事や、遊具等の整備費に対して助成
12.高等学校等就学支援事業費	6,547,886		6,547,882	4	6,469,242	3,046	6,466,192	4	6,399,551	3,700	6,395,847	4	高等学校等就学支援金の交付等
13.外国人学校生徒等支援事業費	164,685	164,685			177,837	177,837			165,907	165,907			外国人学校に通う生徒を対象に、所得区分ごとに学費負担を軽減するための助成
14.私立専門学校生徒支援検証事業費	11,617		11,614	3	8,922		8,919	3	8,816		8,813	3	専門学校生への効果的な経済支援のあり方に関する実証研究事業を実施
15.私立高校生等奨学給付金事業費	605,843	404,431	201,412		562,878	375,758	187,120		505,077	337,239	167,838		生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の私立高校生等に対する奨学給付金の支給等
16.私立幼稚園利用給付費負担金									2,949,885	2,949,885			市町村が実施する幼児教育無償化事業に要する給付費の1/4を負担
17.その他	21,680	20,130	265	1,285	21,680	20,130	265	1,285	30,937	18,768	10,884	1,285	私学振興課運営費、私立学校審議会費等
合 計	58,879,960 前年比2.6%減	44,374,304	14,412,364	93,292	59,096,937 前年比0.4%増	44,827,199	13,999,948	269,790	62,039,059 前年比 5.0%増	47,855,215	13,862,294	321,550	

※ 財源内訳の「その他」は、繰入金、諸収入等

私立学校に通う児童・生徒と保護者の皆様へ

令和元年度の私学助成の内容についてお知らせします。

私立学校は、それぞれの建学の精神と教育方針に基づき、特色ある教育を実施しています。

県内106万人の児童・生徒等のうち、約24%に当たる26万人の児童・生徒等の教育を受け持つなど、

神奈川の公教育の一翼を担う、大きな役割を果たしています。

そこで、神奈川県では、私立学校に対して様々な助成を行っています。

○ 私学助成の考え方

神奈川県では、私立学校に対する助成の考え方として、①教育条件の維持・向上、②修学上の経済的負担の軽減、③学校運営の健全性の向上 の三つを柱として、さまざまな助成を行っています。

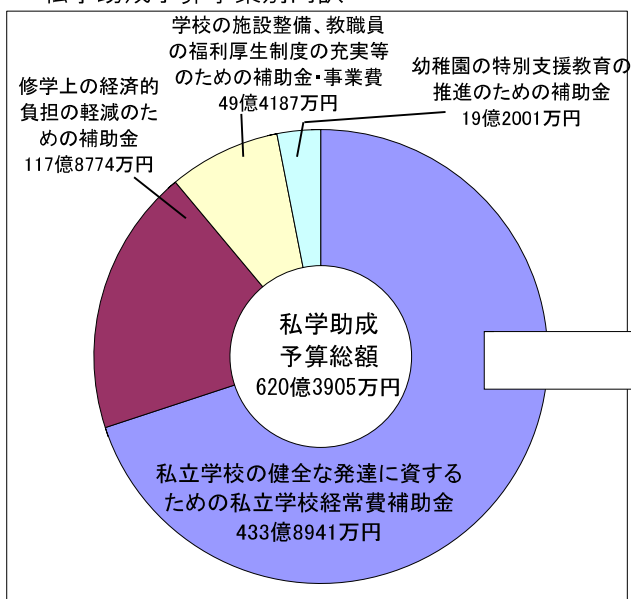
○ 令和元年度の私学助成予算は総額620億3905万円

私学助成の予算は、①私立学校の健全な発達に資することを目的とした私立学校経常費補助、②修学上の経済的負担の軽減のための就学支援金及び学費補助、③幼稚園の特別支援教育の推進のための私立幼稚園特別支援教育費補助、④学校の施設設備、教職員の福利厚生制度の充実等のための補助等から構成されています。

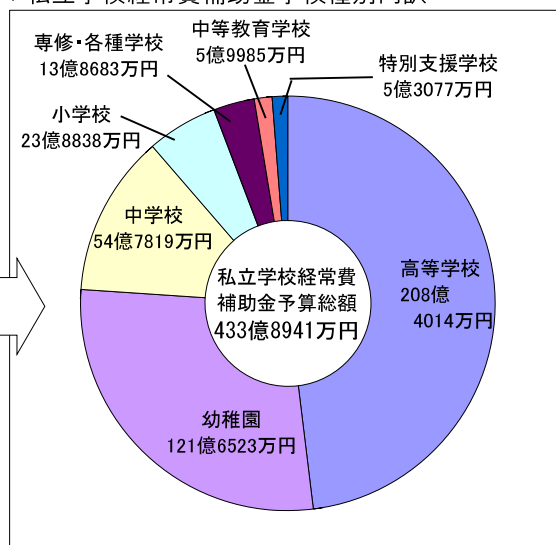
令和元年度私学助成予算は、総額620億3905万円（対前年度29億4212万円増）を計上しています。（平成31年4月1日現在）

○ 令和元年度の私学助成予算の内訳

* 私学助成予算事業別内訳



* 私立学校経常費補助金学校種別内訳



※事業別予算額の概要は、別紙に記載しています。

※1万円未満切捨て

○ 私学補助予算の概要

事業名称等		令和元年度 当初予算額	事業内容																																
1	経常費補助 (1) 高等学校 (2) 中等教育学校 (3) 中学校 (4) 小学校 (5) 特別支援学校 (6) 幼稚園 ※1 [預かり保育推進費補助] ※2 [地域開放推進費補助] (7) 専修学校・各種学校	43,389,417 20,840,143 599,851 5,478,195 2,388,380 530,779 12,165,235 [413,445] [166,200] [1,386,834] 金額は内数字	教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組みに対し補助します。 ※1 預かり保育推進費補助 正規の教育時間前後及び休業日に、預かり保育を実施する幼稚園に対し補助します。 ※2 地域開放推進費補助事業 地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園に対し補助します。																																
2	私立幼稚園特別支援教育費補助	1,920,016	障害のある幼児と共に学び、共に育つ保育を推進するため、障害のある幼児を受け入れる幼稚園に対し補助します。																																
3	高等学校等就学支援事業費	6,399,551	＊高等学校等就学支援事業費 家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金により、家庭の教育費負担を軽減します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)、各種学校(文部科学省令で定めるもの) 専修学校(一般課程)・各種学校で一定の国家資格者要請施設の指定校 ＊私立高等学校等生徒学費補助 一定所得以下の保護者の学費負担を軽減し、学費負担の公私間格差を是正するため、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) ■補助額について ☐ 授業料																																
私立高等学校等生徒学費補助		4,671,456	<table><thead><tr><th colspan="4">(円)</th></tr><tr><th></th><th>基準税額(年額) ※県民税・市町村民税 所得割額の合算額(父母の税額を合計)</th><th>①高等学校等就学支援金</th><th>②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]</th></tr></thead><tbody><tr><td>区分Ⅰ</td><td>生活保護世帯(1月1日時点)</td><td rowspan="2">297,000</td><td rowspan="2">147,000</td></tr><tr><td>区分Ⅱ</td><td>0円(非課税)世帯(年収目安:約250万円未満)</td></tr><tr><td>区分Ⅲ</td><td>85,500円未満世帯(年収目安:約350万円未満)</td><td>237,600</td><td>206,400</td></tr><tr><td>区分Ⅳ</td><td>257,500円未満世帯(年収目安:約590万円未満)</td><td>178,200</td><td>265,800</td></tr><tr><td>区分Ⅴ</td><td>378,500円未満世帯(年収目安:約750万円未満)</td><td rowspan="2">118,800</td><td>74,400</td></tr><tr><td rowspan="2">区分外</td><td>507,000円未満世帯(年収目安:約910万円未満)</td><td>対象外</td></tr><tr><td>507,000円以上世帯(年収目安:約910万円以上)</td><td colspan="2">対象外</td></tr></tbody></table> ※上記の表の「年収目安」は、モデル世帯(夫婦のいずれかお一人だけが働いている4人世帯で、子ども2人のうち高校生1人の場合。)の金額です。 ☐ 入学金	(円)					基準税額(年額) ※県民税・市町村民税 所得割額の合算額(父母の税額を合計)	①高等学校等就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]	区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	297,000	147,000	区分Ⅱ	0円(非課税)世帯(年収目安:約250万円未満)	区分Ⅲ	85,500円未満世帯(年収目安:約350万円未満)	237,600	206,400	区分Ⅳ	257,500円未満世帯(年収目安:約590万円未満)	178,200	265,800	区分Ⅴ	378,500円未満世帯(年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400	区分外	507,000円未満世帯(年収目安:約910万円未満)	対象外	507,000円以上世帯(年収目安:約910万円以上)	対象外	
(円)																																			
	基準税額(年額) ※県民税・市町村民税 所得割額の合算額(父母の税額を合計)	①高等学校等就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]																																
区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	297,000	147,000																																
区分Ⅱ	0円(非課税)世帯(年収目安:約250万円未満)																																		
区分Ⅲ	85,500円未満世帯(年収目安:約350万円未満)	237,600	206,400																																
区分Ⅳ	257,500円未満世帯(年収目安:約590万円未満)	178,200	265,800																																
区分Ⅴ	378,500円未満世帯(年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400																																
区分外	507,000円未満世帯(年収目安:約910万円未満)		対象外																																
	507,000円以上世帯(年収目安:約910万円以上)	対象外																																	
			<table><thead><tr><th colspan="2">(円)</th></tr><tr><th>②学費補助金(入学金分):上記の、区分Ⅰ～Ⅴの方すべて</th><th>100,000</th></tr></thead></table> ＊小中学校等修学支援実証事業費 一定所得以下の保護者の経済的負担を軽減するため、児童生徒への授業料を軽減した、私立小中学校等に対し補助します。 ・対象校種 中学校、小学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部 ☐ 補助額について 一定所得未満世帯に一律100,000円の補助 ※保護者等が、この補助金に付随する調査に協力することが要件に含まれます。 保護者の失職、倒産、長期療養などにより、家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、専修学校(高等課程) (ただし、高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)に在学者は、高等学校等就学支援金受給額を控除した額が支給額となります。 また、私立高等学校等生徒学費補助金との併用はできません。) ・補助額 高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程):178,200円～297,000円(所得により異なる) 小中学校、中等教育学校(前期課程) 90,000円～168,000円(所得により異なる) 東日本大震災・大規模災害により被災した幼児児童生徒の授業料等軽減措置を行った私立学校の設置者に対し、補助します。 外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担軽減を図るために補助します。	(円)		②学費補助金(入学金分):上記の、区分Ⅰ～Ⅴの方すべて	100,000																												
(円)																																			
②学費補助金(入学金分):上記の、区分Ⅰ～Ⅴの方すべて	100,000																																		
4	私立学校生徒学費緊急支援事業費	10,303																																	
5	被災幼児児童生徒就学支援補助金	35,453	東日本大震災・大規模災害により被災した幼児児童生徒の授業料等軽減措置を行った私立学校の設置者に対し、補助します。																																
6	外国人学校生徒等支援事業費	165,907	外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担軽減を図るために補助します。																																
7	私立高校生等奨学給付金事業費	505,077	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、神奈川県内に在住している保護者に対し補助します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3学年)、専修学校(高等課程) ・支給額 ○生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額) 年額52,600円 ○県民税・市町村民税所得割額が非課税の世帯(申請する生徒1人あたりの支給額) ・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合 年額98,500円 ・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、1人目として支給される場合 ・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合 年額138,000円 ・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合 ・通信制の高等学校等に通う高校生等の場合 年額38,100円																																
8	私立学校施設耐震診断調査費補助	5,936	児童生徒等の安全確保及び災害時の避難施設としての公共性の観点から、耐震診断調査を実施する私立学校に対し補助します。																																
9	私立学校振興資金利子補給費	16,851	教育環境の充実、災害時の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備事業に対し、その資金の融資あっせんを行うとともに利子の一部を補給します。																																
10	私学団体助成費	6,400	私立学校教育の振興を図るため、中学高等学校協会他4私学団体及びその他2団体の研修事業等に対し補助します。																																
11	私立学校教職員退職金制度補助金	941,036	私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職手当金給付財源の一部を補助します。																																
12	日本私立学校振興・共済事業団補助金	641,456	私立学校教職員の福利厚生を支援することにより、私学教育の振興に寄与するため、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業に対して補助します。																																
13	その他	3,330,200																																	
合計		62,039,059																																	

＊3、4及び5、7の手続きについては、在籍する学校にお問い合わせください。

＊3、4及び5、7の手続きについては、在籍する学校にお問い合わせください。



神奈川県

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ(045-210-3772、045-210-3774、045-210-3793)
横浜市中区日本大通1 丁231-8588

神奈川県の高等学校生徒に対する支援施策

資料 6

No.	名称等		概要等	要件等	種別	金額
1	高等学校等 就学支援金	公立	国からの補助金を各学校設置者が受領し、授業料に充てる制度	保護者等の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が50万7,000円未満の世帯の生徒	給付	・ 全日制 118,800円 ・ 定時制 32,400円
		私立	①国からの補助金を各学校設置者が受領し、授業料に充てる制度 ②振込又は授業料と相殺など、学校によって異なる。	保護者等の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が50万7,000円未満の世帯の生徒	給付	118,800円 ～297,000円
2	神奈川県 高校生等 奨学給付金	公立	7月1日現在で保護者が県内に在住し、要件に該当する世帯への給付金	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護（生業扶助）を受けている世帯 ②保護者全員の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が非課税である世帯	給付	・ 生活保護受給世帯：32,300円 ・ 非課税世帯：36,500円 ～129,700円
		私立	7月1日現在で保護者が県内に在住し、要件に該当する世帯への給付金	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護（生業扶助）を受けている世帯 ②保護者全員の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が非課税である世帯	給付	・ 生活保護受給世帯：52,600円 ・ 非課税世帯：38,100円 ～138,000円
3	神奈川県 私立高等学校等 生徒学費補助金		神奈川県の補助金として、授業料及び入学金を補助	①神奈川県内の私立高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学 ②生徒及び保護者が県内に在住 ③保護者等の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が37万8,500円未満の世帯の生徒	給付	・ 授業料 74,400円～ 265,800円 ・ 入学金 100,000円
4	神奈川県 私立高等学校等 生徒学費 緊急支援補助金		会社都合による解雇、倒産、長期療養等により家計が急変した生徒に対する制度	①神奈川県内の私立高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学 ②生徒及び保護者が県内に在住	給付	授業料補助額 178,200円～297,000円 ※上記の額から高等学校等就学支援金支給額を控除した額を支給
5	神奈川県 奨学金	高等学校 奨学金	①無利息で卒業後に貸付期間の4倍以内の期間で返還する貸付 ②予約採用（中学3年生の時）と在学採用（入学後）の申込が可能 ③貸付期間は1年間 ④【第一種奨学金】と【第二種奨学金】の区分がある。第一種奨学金については、所得、成績等の条件を満たせば全額又は半額の返還免除を受けることができる。	①【第一種奨学金】県内在住で県内の高等学校等に在学 【第二種奨学金】保護者が県内に在住（生徒は県外在住も可） ②家計支持者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が409,600円未満 ③学校長が推薦する者	貸付（無利子）	【1年生】 ・ 国公立（月額）：10,000円又は20,000円 ・ 私立（月額）：10,000円～40,000円 【2年生以上】 ・ 国公立（月額）：10,000円 ・ 私立（月額）：10,000円～30,000円 ※上記金額で必要な学資を賄えない場合、申請により基本月額に10,000円の加算が可能
6		短期臨時 奨学金	入学前の3月末に高等学校奨学金の一部相当額を前倒しで貸し付ける制度	高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された者	貸付（無利子）	120,000円

川崎市私立中学校及び高等学校助成関係予算

単位:千円

事業名称	平成29年度	平成30年度	令和元年度	事業内容
川崎市私立中学 高等学校長協会 補助金	350	350	350	川崎市私立中学高等学校長協会に対し、 私立学校の学校長、教頭及び教職員の研 修に要する費用に助成
川崎市私立中学校 及び高等学校 教材教具等補助金	2, 203	2, 203	2, 203	・私立学校の学校教育の目的を達成する ために必要な教材及び教具並びに学校の 管理運営に必要な備品又は整備に要する 費用に助成 ・対象校は、中学6校、高校6校

(所管 こども未来局)

川崎市高等学校奨学金

名 称	概要・要件等	種別	金 額
川崎市高等学校 奨学金（学年資 金）	①市内在住 ②前年度の全履修科目の評定結果の平均値 が5段階評価で3.5以上 ③前年の世帯の総所得金額が、一定の基準 額以内 ④高等学校（中等教育学校後期課程及び特 別支援学校の高等部、高等専門学校（第3 学年まで）及び専修学校の高等課程を含 む。）の生徒が対象 ⑤毎年6月に募集し、8月及び2月に支給	給付	・国公立（年額） 第1学年：36,000円 第2学年：61,000円 第3学年：46,000円 第4学年以降：36,000円 ・私立（年額） 第1学年：60,000円 第2学年：85,000円 第3学年：70,000円 第4学年以降：60,000円
川崎市高等学校 奨学金（入学支度 資金）	①市内在住 ②第3学期前期の全履修科目の評定結果の 平均値が5段階評価で3.5以上 ③前年の世帯の総所得金額が、一定の基準 額以内 ④高等学校（中等教育学校後期課程及び特 別支援学校の高等部、高等専門学校（第3 学年まで）及び専修学校の高等課程を含 む。）の生徒が対象 ⑤中学3年生の11月に募集し、支給は入 学前の3月	給付	・国公立：45,000円 ・私立：70,000円

(所管 教育委員会)

公私立学校等児童・生徒数

単位 : 人

1 神奈川県内

各年度5月1日現在

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
幼稚園	公立	2,602	2,247	2,050	1.9%
	私立	115,876	111,491	107,003	98.1%
	計	118,478	113,738	109,053	100.0%
幼保連携型 認定こども園	公立	1,509	1,532	1,485	7.8%
	私立	10,752	14,248	17,661	92.2%
	計	12,261	15,780	19,146	100.0%
小学校	国公立	451,057	450,721	448,423	97.7%
	私立	10,496	10,585	10,581	2.3%
	計	461,553	461,306	459,004	100.0%
中学校	国公立	204,609	200,648	198,941	88.9%
	私立	25,032	24,907	24,889	11.1%
	計	229,641	225,555	223,830	100.0%
高等学校 (全日制・定時制)	公立	137,667	136,323	133,829	65.7%
	私立	70,197	70,391	69,845	34.3%
	計	207,864	206,714	203,674	100.0%

※神奈川県学校基本調査より集計

単位 : 人

2 川崎市内

各年度5月1日現在

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
幼稚園	公立	—	—	—	—
	私立	20,294	19,541	19,095	100.0%
	計	20,294	19,541	19,095	100.0%
幼保連携型 認定こども園	公立	—	—	—	—
	私立	542	614	643	100.0%
	計	542	614	643	100.0%
小学校	公立	72,951	73,853	74,367	97.9%
	私立	1,561	1,568	1,578	2.1%
	計	74,512	75,421	75,945	100.0%
中学校	公立	29,265	28,965	29,202	88.1%
	私立	3,880	3,942	3,960	11.9%
	計	33,145	32,907	33,162	100.0%
高等学校 (全日制・定時制)	公立	17,431	17,345	16,988	73.2%
	私立	6,118	6,266	6,222	26.8%
	計	23,549	23,611	23,210	100.0%

※神奈川県学校基本調査より集計

公立中学校卒業者の進路状況

1 神奈川県内

(単位：人)

卒業年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
卒業生総数	69,996	100.0%	69,140	100.0%	68,742	100.0%
全日制高等学校	63,334	90.5%	62,698	90.7%	62,280	90.6%
公立	44,137	63.1%	43,278	62.6%	42,982	62.5%
県内市立	3,681	5.3%	3,694	5.3%	3,673	5.3%
県立	39,806	56.9%	39,130	56.6%	38,674	56.3%
県外・国公立	650	0.9%	454	0.7%	635	0.9%
私立	19,197	27.4%	19,420	28.1%	19,298	28.1%
県内	14,146	20.2%	14,435	20.9%	14,497	21.1%
県外	5,051	7.2%	4,985	7.2%	4,801	7.0%
定時制高等学校	2,028	2.9%	1,780	2.6%	1,516	2.2%
公立	1,997	2.9%	1,750	2.5%	1,480	2.2%
県内	1,984	2.8%	1,738	2.5%	1,461	2.1%
県外	13	0.0%	12	0.0%	19	0.0%
私立	31	0.0%	30	0.0%	36	0.1%
県内						
県外	31	0.0%	30	0.0%	36	0.1%
その他（高等専門学校、 通信制、就職者等）	4,634	6.6%	4,662	6.7%	4,946	7.2%

※神奈川県の教育統計「公立中学校卒業者の進路の状況」を基に作成

2 川崎市内

(単位：人)

卒業年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
卒業生総数	9,770	100.0%	9,881	100.0%	9,709	100.0%
全日制高等学校	8,791	90.0%	8,947	90.5%	8,765	90.3%
公立	5,638	57.7%	5,498	55.6%	5,511	56.8%
市立	1,017	10.4%	1,049	10.6%	1,040	10.7%
市内県立	3,264	33.4%	3,179	32.2%	3,098	31.9%
市外・国公立	1,357	13.9%	1,270	12.9%	1,373	14.1%
私立	3,153	32.3%	3,449	34.9%	3,254	33.5%
県内	1,092	11.2%	1,337	13.5%	1,334	13.7%
県外	2,061	21.1%	2,112	21.4%	1,920	19.8%
定時制高等学校	344	3.5%	274	2.8%	224	2.3%
公立	323	3.3%	259	2.6%	211	2.2%
市立	245	2.5%	181	1.8%	152	1.6%
市内県立	51	0.5%	47	0.5%	42	0.4%
市外・国公立	27	0.3%	31	0.3%	17	0.2%
私立	21	0.2%	15	0.2%	13	0.1%
県内						
県外	21	0.2%	15	0.2%	13	0.1%
その他（高等専門学校、 通信制、就職者等）	635	6.5%	660	6.7%	720	7.4%

※割合は、卒業生総数に対するそれぞれの区分の割合、算出にあたっては小数点第2位を四捨五入

都道府県別私立学校經常費補助単価（令和元年度）

（単位 円）

高等学校（全日制・定時制）			中学校			小学校			幼稚園（学法）		
順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価
1	鳥 取	467,879	1	鳥 取	465,159	1	静 岡	337,441	1	富 山	215,924
2	東 京	400,576	2	福 井	414,848	2	鹿児島	332,261	2	京 都	209,703
3	静 岡	375,511	3	東 京	368,299	3	沖 縄	329,218	3	新 潟	204,316
4	石 川	373,982	4	静 岡	337,975	4	宮 崎	328,399	4	岐 阜	203,656
5	山 形	370,506	5	鹿児島	330,979	5	大 分	327,462	5	東 京	203,646
6	佐 賀	369,991	6	沖 縄	330,326	5	群 馬	327,460	6	石 川	203,634
7	富 山	364,396	7	大 分	329,163	5	福 岡	327,460	7	群 馬	203,187
8	群 馬	364,099	8	青 森	329,159	5	茨 城	327,241	8	奈 良	202,000
9	福 島	363,081	8	群 馬	329,159	5	千 葉	327,241	9	茨 城	200,871
10	広 島	362,915	8	福 岡	329,159	5	長 野	327,241	10	静 岡	199,649
11	福 岡	362,179	8	茨 城	328,775	11	高 知	327,241	11	福 岡	198,149
12	長 崎	360,202	8	千 葉	328,775	12	長 崎	327,241	12	広 島	197,911
13	茨 城	359,816	8	富 山	328,775	12	福 島	327,110	13	徳 島	197,581
14	千 葉	359,811	8	長 野	328,775	12	岐 阜	323,398	14	兵 庫	197,537
15	岐 阜	359,526	15	島 根	328,775	12	岩 手	323,388	15	千 葉	196,549
16	岩 手	354,632	16	愛 媛	328,775	12	広 島	323,341	16	大 阪	193,564
17	徳 島	354,194	17	高 知	328,775	17	山 梨	322,828	17	栃 木	193,500
18	兵 庫	352,818	18	長 崎	328,775	18	石 川	316,931	18	佐 賀	193,055
19	秋 田	351,148	18	福 島	328,682	19	宮 城	314,911	19	山 口	192,000
20	京 都	350,441	18	熊 本	328,514	20	徳 島	312,617	20	山 形	191,353
21	香 川	349,423	18	宮 崎	328,399	21	和歌山	311,350	21	香 川	190,796
22	大 分	348,367	18	岐 阜	328,293	22	兵 庫	309,800	22	福 島	190,377
23	高 知	348,311	18	新 潟	327,841	23	愛 知	307,797	23	山 梨	189,904
24	新 潟	347,775	24	岩 手	324,923	24	栃 木	294,600	24	和歌山	189,310
25	山 梨	347,360	25	広 島	324,875	25	京 都	290,600	25	熊 本	188,720
26	奈 良	346,500	26	佐 賀	324,735	26	福 井	290,547	26	大 分	188,714
27	鹿児島	345,570	27	山 梨	324,345	27	東 京	281,507	27	愛 媛	188,449
28	山 口	344,500	28	石 川	318,659	28	滋 賀	260,000	28	埼 玉	188,044
29	熊 本	340,432	29	徳 島	314,879	29	奈 良	255,500	29	青 森	187,649
30	沖 縄	338,582	30	宮 城	314,613	30	埼 玉	247,700	30	高 知	187,629
31	島 根	338,525	31	兵 庫	314,325	31	岡 山	242,992	31	秋 田	187,449
32	福 井	337,501	32	和歌山	312,810	32	神奈川	240,396	32	愛 知	187,449
33	青 森	337,009	33	愛 知	312,578	33	大 阪	232,900	33	宮 崎	187,107
33	宮 城	336,660	34	香 川	308,754		北海道	骨格予算	34	鹿児島	187,102
35	栃 木	336,400	35	栃 木	295,900		三 重	骨格予算	35	長 崎	186,541
36	長 野	336,311	36	岡 山	294,762		青森	-	36	沖 縄	186,470
37	愛 知	336,311	37	京 都	292,000		秋田	-	37	岩 手	185,172
38	愛 媛	336,311	38	滋 賀	270,000		山形	-	38	福 井	184,888
39	宮 崎	335,954	39	大 阪	268,345		新潟	-	39	宮 城	182,571
39	和歌山	330,300	40	山 口	268,000		富山	-	40	神奈川	180,751
41	岡 山	326,789	41	奈 良	257,000		鳥取	-	41	岡 山	179,103
42	神奈川	323,234	42	埼 玉	253,931		島根	-	42	長 野	178,724
43	滋 賀	323,000	43	神奈川	237,344		山口	-	43	鳥 取	173,070
44	大 阪	306,700		北海道	骨格予算		香川	-	44	滋 賀	170,000
45	埼 玉	302,016		三 重	骨格予算		愛媛	-	45	北海道	骨格予算
	北海道	骨格予算		秋田	-		佐賀	-		三 重	骨格予算
	三 重	骨格予算		山形	-		熊本	-		島根	-
単純平均		350,612	単純平均		320,208	単純平均		305,337	単純平均		191,904

（日本私立中学高等学校連合会調べ）

高等学校(全日制・定時制)都道府県別学校数

計(本校+分校)

区 分	計				国 立	公 立				私 立			
	計	全日制	定時制	併 置	全日制	計	全日制	定時制	併 置	計	全日制	定時制	併 置
平成30年度	4,897	4,258	167	472	15	3,559	2,947	163	449	1,323	1,296	4	23
令和元年度	4,887	4,248	168	471	15	3,550	2,938	164	448	1,322	1,295	4	23
北海道	277	236	10	31	—	226	185	10	31	51	51	—	—
青森	76	67	3	6	—	59	50	3	6	17	17	—	—
岩手	80	71	3	6	—	67	58	3	6	13	13	—	—
宮城	94	81	7	6	—	76	63	7	6	18	18	—	—
秋田	54	47	1	6	—	49	42	1	6	5	5	—	—
山形	61	56	1	4	—	47	42	1	4	14	14	—	—
福島	110	103	5	2	—	92	85	5	2	18	18	—	—
茨城	122	110	4	8	—	98	86	4	8	24	24	—	—
栃木	75	67	2	6	—	61	53	2	6	14	14	—	—
群馬	79	65	2	12	—	66	52	2	12	13	13	—	—
埼玉	194	170	5	19	1	145	121	5	19	48	48	—	—
千葉	182	165	1	16	—	128	111	1	16	54	54	—	—
東京	429	355	15	59	6	186	131	13	42	237	218	2	17
神奈川	235	207	3	25	—	156	128	3	25	79	79	—	—
新潟	102	91	9	2	—	86	75	9	2	16	16	—	—
富山	53	47	5	1	—	43	37	5	1	10	10	—	—
石川	56	50	5	1	1	45	39	5	1	10	10	—	—
福井	35	27	2	6	—	28	21	1	6	7	6	1	—
山梨	42	35	2	5	—	31	24	2	5	11	11	—	—
長野	100	82	4	14	—	83	65	4	14	17	17	—	—
岐阜	81	70	3	8	—	66	55	3	8	15	15	—	—
静岡	138	117	2	19	—	95	74	2	19	43	43	—	—
愛知	222	189	4	29	2	165	134	4	27	55	53	—	2
三重	70	59	3	8	—	57	46	3	8	13	13	—	—
滋賀	56	49	2	5	—	46	40	2	4	10	9	—	1
京都	105	93	7	5	1	64	52	7	5	40	40	—	—
大阪	260	239	4	17	1	162	141	4	17	97	97	—	—
兵庫	205	182	13	10	—	153	130	13	10	52	52	—	—
奈良	53	46	3	4	—	37	31	3	3	16	15	—	1
和歌山	47	37	3	7	—	38	28	3	7	9	9	—	—
鳥取	32	28	2	2	—	24	20	2	2	8	8	—	—
島根	47	44	1	2	—	37	34	1	2	10	10	—	—
岡山	86	75	11	—	—	63	52	11	—	23	23	—	—
広島	130	107	4	19	2	92	70	4	18	36	35	—	1
山口	80	65	2	13	—	60	45	2	13	20	20	—	—
徳島	37	31	1	5	—	34	28	1	5	3	3	—	—
香川	40	31	—	9	—	30	21	—	9	10	10	—	—
愛媛	66	56	1	9	1	53	43	1	9	12	12	—	—
高松	46	32	3	11	—	37	24	2	11	9	8	1	—
福岡	164	142	4	18	—	105	83	4	18	59	59	—	—
佐賀	52	45	—	7	—	43	36	—	7	9	9	—	—
長崎	79	71	2	6	—	57	49	2	6	22	22	—	—
熊本	73	65	—	8	—	52	44	—	8	21	21	—	—
大分	55	51	1	3	—	41	37	1	3	14	14	—	—
宮崎	54	48	2	4	—	39	34	2	3	15	14	—	1
鹿児島	89	87	—	2	—	68	66	—	2	21	21	—	—
沖縄	64	57	1	6	—	60	53	1	6	4	4	—	—

1. 「併置」とは、全日制と定時制の両方の課程を設置している学校をいう。
2. 上記のほか、通信制課程のみを置く高等学校(通信制独立校)については、第156表に掲げている。

私立高等学校（全日制）の初年度授業料等について（平成27年度～令和元年度）

資料 1 2

都道府県の協力により、私立の高等学校（全日制）における初年度納付金の生徒一人あたりの平均額について取りまとめたものである。

平成27年度から令和元年度の各年度における全国の平均額は以下のとおりである。授業料、入学料及び施設整備費等の合計額の対前年増減率は、最下段にあるように平成30年度から令和元年度にかけて約0.8%増となっており、大きな変化はない。

区分	平成27年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
授業料 (A)	390,578	393,524	0.8%	396,313	0.7%	399,152	0.7%	404,713	1.4%
入学料 (B)	162,362	162,122	△0.1%	162,356	0.1%	163,272	0.6%	163,362	0.1%
施設整備費等 (C)	169,360	169,048	△0.2%	169,611	0.3%	168,562	△0.6%	168,602	0.0%
計 (A+B+C)	722,300	724,694	0.3%	728,280	0.5%	730,986	0.4%	736,677	0.8%

なお、都道府県別の平均額は以下のとおりである。

都道府県名			平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					令和元年度				
			授業料 (A)	入学料 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+C)	計 (A+B+C)	授業料 (A)	入学料 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+C)	計 (A+B+C)	授業料 (A)	入学料 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+C)	計 (A+B+C)	授業料 (A)	入学料 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+C)	計 (A+B+C)	授業料 (A)	入学料 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+C)	計 (A+B+C)
北海道	道	338,525	199,363	64,876	403,401	602,764	339,514	199,951	60,213	399,727	599,678	341,137	199,431	63,493	404,630	604,062	342,667	197,078	67,130	409,797	606,875	344,784	197,549	69,055	413,839	611,388	
青森県	森	371,847	57,647	104,006	475,853	533,500	372,082	57,451	108,633	480,715	538,167	372,647	57,451	108,633	481,280	538,731	372,647	57,451	109,810	482,457	539,908	372,647	57,451	109,810	482,457	539,908	
岩手県	手	290,769	96,923	134,277	425,046	521,969	289,846	100,000	142,585	432,431	532,431	308,308	95,385	124,777	433,085	528,469	314,769	95,385	118,572	433,341	528,726	317,538	95,385	120,879	438,417	533,802	
宮城県	城	340,889	71,139	308,200	649,089	720,228	342,222	71,139	306,867	649,089	720,228	342,222	70,213	308,663	650,885	721,098	342,476	68,824	310,060	652,536	721,360	346,762	59,750	311,287	658,049	717,799	
秋田県	田	300,000	139,000	181,374	481,374	620,374	299,600	139,000	181,374	480,974	619,974	299,600	139,000	181,389	480,989	619,989	299,600	154,000	181,928	481,528	635,528	300,000	154,000	182,505	482,505	636,505	
山形県	形	403,800	130,889	87,403	491,203	622,092	405,800	133,111	87,806	493,606	626,717	405,800	131,472	87,806	493,606	625,078	404,786	134,881	89,421	494,207	629,088	411,354	131,190	86,392	497,746	628,937	
福島県	島	284,918	145,294	104,689	389,607	534,901	285,624	145,294	106,836	392,460	537,754	287,035	142,941	106,836	393,871	536,813	287,035	142,941	113,919	400,954	543,895	288,059	135,588	113,864	401,923	537,511	
茨城県	城	316,750	190,625	295,888	612,638	803,263	319,750	192,396	297,596	617,346	809,742	332,625	179,583	293,983	626,608	821,629	344,375	183,333	291,733	636,108	819,441	339,375	183,333	293,816	633,191	816,525	
栃木県	木	294,000	144,286	246,854	540,854	685,140	294,000	144,286	239,986	533,986	678,271	294,000	144,286	239,986	533,986	678,271	291,429	145,714	253,985	545,415	691,129	294,000	145,714	258,533	552,533	698,248	
群馬県	馬	315,092	127,538	225,800	540,892	668,431	315,092	127,538	225,800	540,892	668,431	323,400	112,154	224,251	547,651	659,800	326,172	128,308	224,251	550,423	678,731	330,738	128,308	219,907	550,645	678,954	
埼玉県	玉	377,100	226,948	196,824	573,924	800,872	377,942	224,823	199,469	577,411	802,234	373,567	224,823	203,844	577,411	802,234	378,067	224,615	207,419	585,486	810,101	378,983	224,615	208,461	587,444	812,059	
千葉県	葉	303,363	149,190	241,479	544,842	694,032	307,911	150,116	241,483	549,394	699,509	312,578	150,116	245,618	558,196	708,312	315,733	151,042	245,574	561,307	712,349	317,622	147,894	250,537	568,159	716,052	
東京都	都	439,071	249,474	649,312	888,785	1,442,260	442,260	249,874	653,581	903,456	1,446,432	442,776	249,745	659,208	908,953	1,446,432	442,776	250,242	212,519	664,995	915,237	457,883	251,022	213,993	671,876	922,897	
神奈川県	奈	433,739	204,155	249,222	682,961	887,116	439,869	204,805	257,780	697,649	902,455	441,193	207,402	259,001	700,194	907,598	445,013	208,589	260,433	705,446	914,037	449,563	208,461	265,441	715,004	923,466	
新潟県	新	311,441	147,500	119,259	430,700	578,200	306,847	147,500	115,275	422,122	569,622	308,909	148,750	117,400	426,309	575,059	308,909	150,000	117,963	426,872	576,872	309,659	150,000	119,369	429,028	579,028	
富山県	山	376,440	79,500	84,960	461,400	540,900	376,440	79,500	89,760	466,200	545,700	376,440	84,760	94,500	451,200	545,700	376,440	99,500	89,760	446,200	545,700	376,440	104,500	51,427	427,867	532,367	
石川県	石	320,000	70,000	113,167	433,167	503,167	324,667	70,000	112,300	436,967	516,967	324,667	70,000	116,678	459,345	529,344	342,667	70,000	117,011	459,678	529,678	348,667	71,111	117,656	466,323	537,433	
福井県	井	440,600	81,667	371,992	812,592	994,259	435,600	81,667	379,975	815,575	997,242	435,600	81,667	379,975	815,575	997,242	282,720	98,000	102,250	384,970	482,970	282,720	98,000	106,068	388,788	486,788	
山梨県	梨	322,691	133,182	220,303	542,994	676,176	322,691	133,182	221,939	544,630	677,812	323,782	133,182	223,000	546,812	679,994	323,782	133,182	223,000	546,812	679,994	337,964	133,182	209,939	547,903	681,085	
長野県	野	425,800	153,125	215,263	641,063	794,188	435,813	153,125	217,363	653,176	806,300	443,938	153,750	219,550	663,488	813,863	448,559	152,353	210,488	659,047	823,341	473,324	152,353	221,812	695,136	847,488	
岐阜県	阜	306,267	108,667	179,160	485,427	594,094	306,934	84,667	229,249	536,183	620,849	307,866	108,667	202,879	510,745	619,413	309,066	108,000	210,105	519,171	627,171	309,867	108,667	216,146	526,013	634,680	
静岡県	岡	404,969	96,930	107,287	512,256	609,186	405,751	92,421	107,940	513,691	606,113	407,797	92,901	110,187	517,984	610,885	407,797	92,901	110,187	517,984	610,885	409,681	95,226	110,187	519,868	615,095	
愛知県	知	397,424	201,018	47,740	445,164	646,182	401,135	201,685	48,336	449,471	651,157	401,972	202,776	47,936	449,908	652,684	407,533	202,776	44,576	452,109	654,885	411,107	202,776	42,064	453,171	655,947	
三重県	重	296,571	64,464	289,726	586,297	650,761	298,571	64,107	290,226	589,797	653,905	295,846	52,885	302,128	597,974	648,090	297,892	53,077	249,687	547,379	600,456	313,285	51,346	257,149	570,534	621,879	
滋賀県	賀	392,500	152,000	192,700	585,200	737,200	396,500	152,000	196,400	592,900	744,900	396,500	152,000	198,400	594,900	746,900	402,500	152,000	211,400	613,900	765,900	406,000	152,000	211,600	617,600	769,600	
京都府	都	520,321	89,436	203,027	723,348	812,784	521,223	90,077	202,754	723,977	813,100	525,018	90,077	200,241	725,259	815,336	527,838	91,872	197,378	725,216	817,088	537,885	95,590	193,442	731,127	826,716	
大阪府	府	569,491	193,095	25,183	594,674	787,769	571,806	194,621	25,309	597,115	791,736	576,194	194,253	26,611	602,805	797,057	580,622	194,917	26,958	607,580	802,497	586,945	196,349	26,901	613,846	810,195	
兵庫県	庫	388,832	235,337	203,394	592,225	827,563	392,709	237,548	203,635	596,344	833,892	397,332	236,587	204,017	601,349	837,936	401,855	237,885	204,054	605,909	843,794	407,990	236,923	206,592	614,582	851,505	
奈良県	良	409,063	137,500	174,317	583,380	720,880	409,063	137,500	174,442	583,505	721,004	411,875	131,250	175,354	587,229	718,479	411,875	140,625	177,250	589,125	729,750	439,313	140,625	156,375	595,688	736,313	
和歌山県	歌	412,029	152,857	73,714	485,743	638,600	428,244	157,778	48,250	476,494	663,356	428,244	157,778	77,333	505,577	663,356	429,578	157,778	77,333	506,911	664,689	429,578	149,444	77,333	506,911	666,356	
鳥取県	取	222,750	53,125	228,629	451,379	504,504	261,000	50,000	189,015	450,015	500,015	269,625	51,250	179,116	448,741	499,991	284,625	51,250	162,650	447,275	498,525	327,750	63,125	131,750	459,500	522,625	
島根県	根	385,200	86,000	23,867	409,067	495,067	393,600	86,000	23,867	417,467	503,467	393,600	86,000	23,867	417,467	503,467	393,600	86,000	23,867	417,467	503,467	393,600	86,000	23,867	417,467	503,467	
岡山県	岡	314,625	83,913	367,581	682,206	766,119	314,538	84,783	377,260	691,798	776,580	319,248	84,783	381,856	701,104	785,886	323,291	85,000	381,173	704,464	789,464	327,248	85,000	398,235	725,483	810,483	
広島県	島	388,467	165,903	93,286	481,753	647,656	386,109	156,000	93,529	479,638	635,637	390,086	169,000	85,243	475,329	644,329	389,604	168,557	85,243	474,847	662,197	396,086	183,286	83,483	479,569	662,854	
山口県	口	315,190	79,000	104,308	419,498	498,498	322,900	76,250	103,908	425,998	502,248	326,900	79,750	103,003	429,993	509,743	333,331	79,750	108,209	441,540	521,290	368,575	84,250	69,734	438,309	522,560	
徳島県	島	412,000	200,000	159,333	571,333	771,333	412,000	200,000	159,333	571,333	771,333	412,000	200,000	159,333	571,333	771,333	412,000	200,000	159,333	571,333	771,333	412,000	200,000				

「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案(個別的提案)」(令和元年7月神奈川県)抜粋

VI-19 私立学校助成等の充実

提出先 文部科学省、国土交通省

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実
幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 5 幼稚園特別支援教育経費の地方超過負担の解消等
幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消するとともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 6 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 7 高等学校等就学支援金の充実による私立高等学校等の実質無償化
高等学校等就学支援金の拡充により、年収約590万円未満世帯を実質無償化するとともに、年収約910万円未満世帯の支給額も充実するなど支援のバランスを考慮した制度とすること。また、事務手続の簡素化を図ること。
- 8 私立学校授業料減免事業等への支援の継続
高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業等の運営に必要な財政支援を行うこと。
- 9 高等教育無償化に向けた支援の充実等
2020年度からの円滑な導入・実施に向け、着実な準備を進め、地方が重要な役割

を担う取組については早期に地方と協議すること。また、必要な地方財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上するなど、国の責任において、確保すること。

- 10 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援
東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援を引き続き行うこと。
- 11 学校施設耐震化のための財源確保等
学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は15%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図るため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 5 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1にするとともに、統合保育を一層促進するため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 6 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 7 高等学校等就学支援金については、年収約590万円未満世帯を対象に実質無償化を実施するが、年収約910万円未満世帯についても支給額を増額するなど支援のバランスを考慮した制度とすることが必要である。
また、事務手続が煩雑であり、学校や保護者の負担となっていることから、申請時のマイナナンバー活用を広報するなど対策を講じていくことが必要である。
- 8 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業や奨学金事業において「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」による財政支援を受けてきたところであるが、高校生等の修学を取り巻く厳しい経済状況は好転していないため、国からの早期の財政支援が必要である。
- 9 高等教育の無償化については、2020年度からの円滑な導入・実施に向け、着実な準備を進めるとともに地方が重要な役割を担う取組については早期に地方と協議するとともに、事務処理体制の整備に要する経費については引き続き支援を行うこと。
また、必要な地方財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上するなど、国の責任において、必要な財源を確保することが必要である。

- 10 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒に対して「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」等による就学支援を実施してきたところであるが、被災者の経済状況は厳しい状況にあり、長期的に就学支援を継続する必要がある。
- 11 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしているが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、調査の促進の妨げとなっている。
- また、ブロック塀等の安全点検の結果を踏まえ、必要な安全対策を速やかに実施することも必要である。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課)

授業料補助額 最大**444,000円!!**

学費支援

年収**590万円**未満の世帯で
私立高校の授業料が実質無償化

さらに**1回**のみ
入学金として最大**10万円**を支給!

返還不要。申請をお忘れなく。



高等学校等
就学支援金



学費補助金



神奈川県
高校生等
奨学給付金

年収約**910万円**未満の世帯は
かならず、**ご確認ください。**

※年収は目安です。金額など詳しくは、中ページでご確認をお願いします。

お申込みは高校入学後! ▶ 支援金・補助金は **4月 / 6月** 頃 ▶ 奨学給付金は **7月** 以降

発行/お問合せ

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3793(直通)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



県民税・市町村民税所得割額の見方

県民税・市町村民税所得割額の合算額が
父母合わせて507,000円未満なら支給の対象です。
金額は区分1～6で異なります。

**確認
してみて!**

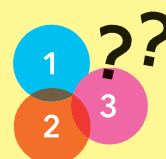


市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)									
給与収入		主たる給与所得		給与所得		総所得③		市民税	定率控除前所得割額④
給与所得		主たる給与所得以外所得		給与所得		分離短期課税		市民税	定率控除額⑤
その他の所得計				給与所得		分離長期課税		市民税	所得割額⑥
				給与所得		山林所得		市民税	均等割額⑦
				給与所得		林式等の課税		市民税	定率控除前所得割額④
				給与所得		商品先物取引		市民税	定率控除額⑤
				給与所得				市民税	所得割額⑥
				給与所得				市民税	均等割額⑦
				給与所得				市民税	特別徴収税額
				給与所得				市民税	6月分
				給与所得				市民税	7月分

県民税・市町村民税所得割額…市民税・県民税の一部の額です。次の書類で確認することができます。
① (非)課税証明書(市役所等で発行)
② 市民税・県民税特別徴収税額通知書(会社で配布)
③ 市民税・県民税納税通知書(市町村から配布)

どの補助金がもらえるの?

以下の質問に **はい** or **いいえ** で答えて、どの制度が対象なのか確認してみましょう! 授業料に対する補助制度と、授業料以外に対する補助制度があるのでそれぞれ確認してみてください。対象となる場合は、すべて併用できます!



● 授業料に対する補助制度

保護者等の県民税・市町村民税所得割額の合算額は507,000円未満ですか?

いいえ

→ 対象外です

はい

保護者等の県民税・市町村民税所得割額の合算額は378,500円未満ですか?

いいえ

はい

保護者等・生徒ともに神奈川県在住、そして
神奈川県内設置の私立高等学校等に在学していますか?

いいえ

はい

1 「高等学校等就学支援金」
+
2 「学費補助金」

「高等学校等就学支援金」



1

● 授業料以外に対する補助制度

保護者等の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円、
または、生活保護(生業扶助)を受けていますか?

いいえ

→ 対象外です

はい

保護者等は神奈川県在住ですか?

いいえ

お住まいの
都道府県に
お問合せください

3

「神奈川県高校生等奨学給付金」

はい



保護者等…親権者(父母)のことです。親権者がいない場合は、未成年後見人、それもない場合は、主たる生計維持者です。
私立高等学校等…専修学校(高等課程)、中等教育学校(後期課程)を含みます。一部制度は、専修学校(一般課程)、各種学校も対象としています。

はじめに

課税証明書等に記載してある「県民税・市町村民税 所得割額」の合算額を確認。自分がどの区分に該当するのか確認してみましょう。

自分の区分をチェック!

課税証明書等の見方は **確認** してみてください。

所得区分	基準税額 (年額)	
	県民税・市町村民税 所得割額の合算額	年収の目安
区分 1	生活保護世帯 (2019年1月1日時点)	----
区分 2	0 円 (非課税)	約 250万円 未満
区分 3	85,500 円 未満	約 350万円 未満
区分 4	257,500 円 未満	約 590万円 未満
区分 5	378,500 円 未満	約 750万円 未満
区分 6	507,000 円 未満	約 910万円 未満

○県民税・市町村民税所得割額の合算額は父母の合計額です。均等割額は含みません。

○所得区分は、「県民税・市町村民税 所得割額の合算額」で決定します。

年収はあくまで目安です。



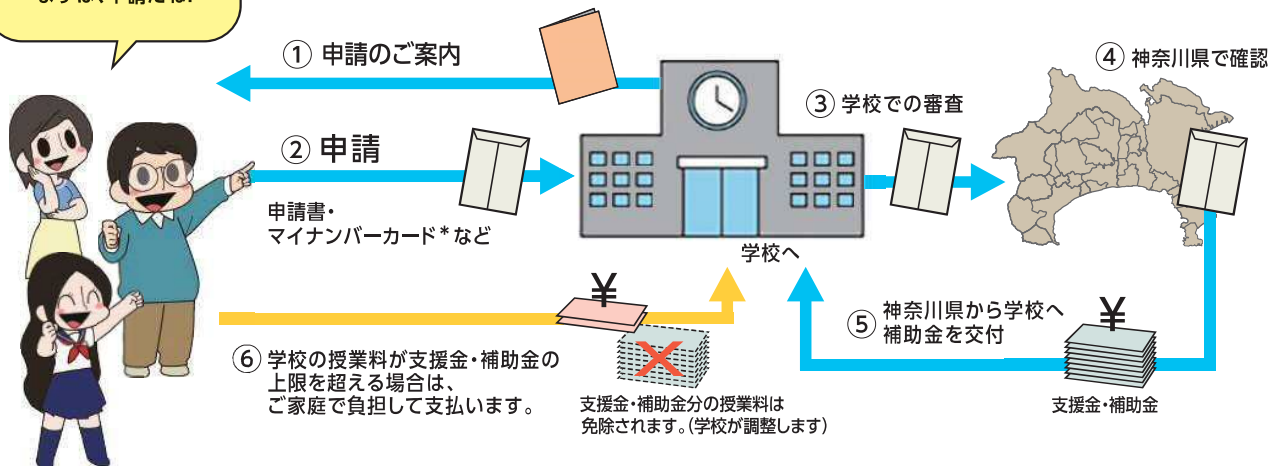
高校等に入学後 申請が必要

申請してから、高校等での審査や神奈川県での確認を経て、支援金や補助金が学校へ交付されます。

○就学支援金・学費補助金は、基本的に、生徒本人や保護者の方が直接受け取りません。学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。

○なお学校によって、一旦授業料を納め、後日補助金を返還する場合があります。学校によって異なりますので、詳細は学校に直接お問合せください。

まずは、申請だね!



*マイナンバーカードがない場合は、「マイナンバー通知カード」または「マイナンバーが記載された住民票の写し」をご用意ください。

1

+

2

授業料への支援金 + 補助金 = 最大 444,000 円 (年額)!



「高等学校等就学支援金」★

○ 国の制度 ○ 返済不要

お申込み

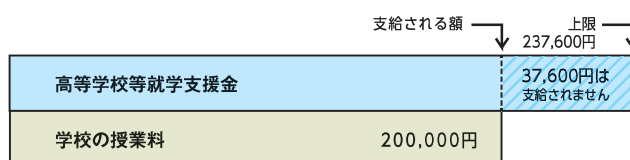
新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

所得区分	1 高等学校等就学支援金 授業料補助 (年額)
区分 1	297,000 円
区分 2	
区分 3	237,600 円
区分 4	178,200 円
区分 5	118,800 円
区分 6	

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、生徒の授業料に充てる費用として国の「高等学校等就学支援金」を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。他県の私立高等学校等に通う場合は、その都道府県に申請します。

▶ 授業料補助額が学校の授業料を超える場合、次のようになります。



イメージ(例:区分3の場合) 授業料 < 支援金



「学費補助金」

○ 県の制度 ○ 返済不要

お申込み

全学年
6月頃

所得区分	2 学費補助金 授業料補助 (年額)	入学金補助 (1回のみ)
区分 1	147,000 円	100,000 円 (上限額)
区分 2		
区分 3	206,400 円	
区分 4	265,800 円	
区分 5	74,400 円	
区分 6	対象外	対象外

生徒・保護者ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

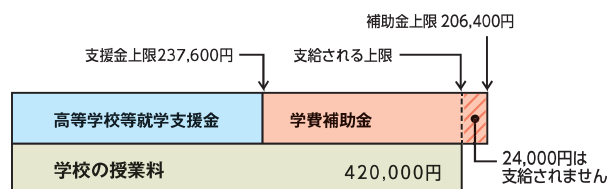
▶ 対象校はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/index.html>



対象校HP

▶ 「①就学支援金」と「②学費補助金」の授業料補助額の合計が学校の授業料を超える場合、次のようになります。



イメージ(例:区分3の場合) 授業料 < (支援金 + 補助金)

年収約590万円未満の世帯は、神奈川県私立高等学校の平均授業料が実質無償！さらに入学金(1回のみ)を最大10万円まで補助します。申請をお忘れなく。



「神奈川県高校生等奨学給付金」★

○ 県の制度 ○ 返済不要

お申込み

全学年

7月～12月頃

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。

▶ 2019年7月1日現在、私立高等学校等に在学しており、生活保護（生業扶助）を受けている世帯、または、保護者全員の2019年度の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）である世帯が対象です。

申請時期は
2019年
7月1日以降

申請方法が異なります

神奈川県内の学校と県外の学校とで申請方法が異なりますので、ご注意ください。



所得区分	3 神奈川県高校生等奨学給付金		
区分1	生活保護（生業扶助）受給世帯		52,600円
区分2	非課税世帯	全日制・定時制の学校 中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる	138,000円
		中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない	98,500円
	通信制の学校		38,100円

県内の学校

▶ 申請書は学校が配付。▶ 申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。
〈申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます〉

県外の学校

▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syougakukyuuhukinn.html>



申請書HP

HPから取得できない場合には、申請書を郵送いたします。
お問合せ：私学振興課助成グループにご連絡ください。

▶ 申請書に記入し、在籍する学校に提出。
▶ 学校は、学校使用欄（申請書裏面）に記載・押印ののち申請者に返還。
▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。
〈申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます〉

その他の制度

緊急支援補助金 ○ 返済不要

2019年の年間所得が、解雇、倒産、長期療養などで急変したとき

支給条件

- 生徒と保護者が共に県内在住であり、県内設置の私立学校に在学していること
 - 2018年4月～2019年12月の間に主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
 - 2019年の年間所得が、2018年の年間所得より減少していること
 - 2019年の年間所得が基準額未満であること
- ※ 神奈川県の学費補助金との併用はできません。また同じ事由で2回申請することはできません。

支給額

- 授業料（年額） 297,000円／237,600円／178,200円
- ※ ただし、上記の金額から高等学校等就学支援金受給額を控除した金額が支給額となります。

申込手続

- 2019年12月頃 学校へ申請書を提出
- ※ 締め切りは学校ごとに異なります。

学び直し支援金 ○ 返済不要

高等学校等を中途退学し、再び高等学校等に入学された方

高等学校等就学支援金の受給期間（前学校の在学期間を含め36月／通信制は、48月）が終了した後も、「学び直し支援金」を申し込むことにより、卒業するまでの間の最長2年間「学び直し支援金」を受けることができる制度です。

支給条件

- 高等学校等就学支援金対象校に在学していること
- 2014年4月以降に再入学され、2019年度中に就学支援金の受給期間が終了になる方

支給額

- 高等学校等就学支援金と同額

申込手続

- 学校へ申請書を提出



そのほか、貸付制度のご案内

学費支援を必要としている方に対し、貸付の制度も数多くあります。無利子と有利子の制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

無利子の制度

「神奈川県高等学校奨学金」★

各学校の奨学金担当者、または
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

制度内容

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に
奨学金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等*に在学する者
*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の
高等課程に在学する者

応募要件

- 保護者*の年収の合計が800万円未満程度である者
*(同一生計の父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人)

貸付内容(私立)

貸付額

- ▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
- ▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円から選択
(2年生以上で、3万円では学資が不足する場合、月額に1万円の加算をする制度があります)

貸付方法

- ①7月下旬(4～9月分) ②10月下旬(10～12月分) ③1月下旬
(1～3月分)に本人が指定した銀行口座に振込みます

返還方法

開始：卒業後6か月経過した後から。

返還期間：貸付期間の4倍以内の期間

猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

申込手続

募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。または神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

- 連帯保証人が2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。
※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。各学校が定める期限までにお申込みください。
- 家計の急変等により奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時受付を行います。

「交通遺児育英会奨学金」

公益財団法人 交通遺児育英会
TEL:0120-521286 (フリーダイヤル)
<https://www.kotsuiji.com/>

制度内容

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け

貸付対象

- 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、
著しい後遺障害で働けない場合

「母子父子寡婦福祉資金」

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)

町村にお住まいの方 ▶ 県の各保健福祉事務所

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/>

制度内容

扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

「生活福祉資金」(教育支援資金) ※一部有利子

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

TEL:045-311-1426

http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kyoiku.html

制度内容

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付

貸付対象

- 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

有利子の制度

「国の教育ローン」

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL:0570-008656 または TEL:03-5321-8656

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

制度内容 入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資

★が付いている ①「高等学校等就学支援金」、③「神奈川県高校生等奨学給付金」、上記の「神奈川県高等学校奨学金」は、公立高等学校にも同様の制度があります。



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

Kanagawa committed to SDGs

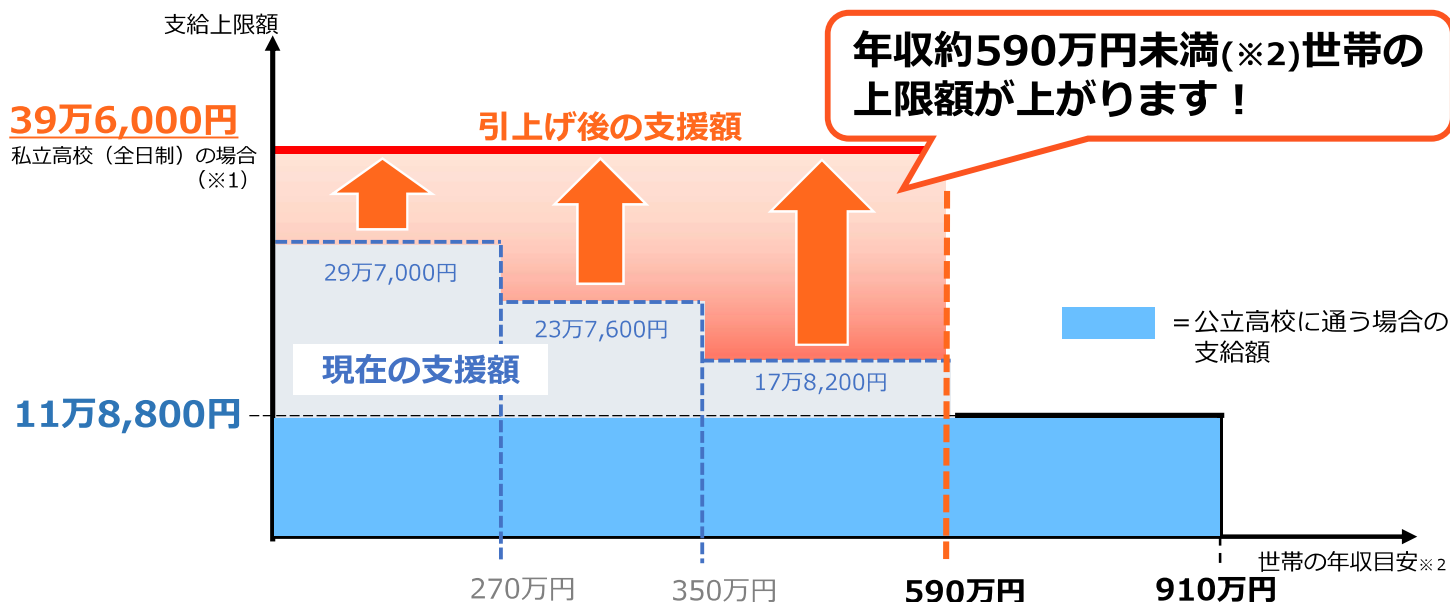
SDGs 未来都市 神奈川県



私立高校授業料実質無償化

がスタート！

高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなります！



お申込みについて

（新入生の皆さん）

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

※令和2年4月より、一部の書類がオンラインにより提出できるようになります。

（在校生の皆さん）

収入状況の届出を行う7月頃に学校から案内があります。

既にマイナンバーにより手続きをして、受給されている方は、マイナンバーカードの写し等の再提出は不要です（保護者に変更のある場合を除く）。



現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。

在校生（令和2年度よりも前に入学した生徒）も対象です。

※平成25年度以前の制度で受給している生徒は対象外です。

文部科学省のwebサイトには、
各制度の詳細情報、各都道府県担当連絡先、
令和2年度以降の制度に関する最新情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



対象となる方の判定基準について

令和2年4月分～6月分（令和元年度と同様）

〇都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（両親2人分の合計額）により判定

所得割額の合算額 < **257,500円**
都道府県民税103,000円 + 市町村民税154,500円
(年収590万円未満に相当)

支給額：最大396,000円

(257,500円以上)
< **507,000円**
都道府県民税202,800円 + 市町村民税304,200円
(年収910万円未満に相当)

支給額：118,800円

* 確認方法→令和元年度の課税証明書等で確認

課税証明書等に記載されている「市町村民税所得割額」「都道府県民税所得割額」を確認し、金額を合算します。

住民税決定通知書の場合

見本

市町村民税所得割額と都道府県民税所得割額を合算します
※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

課税証明書の場合

見本

市町村民税所得割額と都道府県民税所得割額を合算します
※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

※本様式は一例です。課税証明書の様式は市町村によって異なります。

令和2年7月分以降（新しい判定基準）

〇次の計算式（両親2人分の合計額）により判定

【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **154,500円**

支給額：最大396,000円

(154,500円以上)
< **304,200円**

支給額：118,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

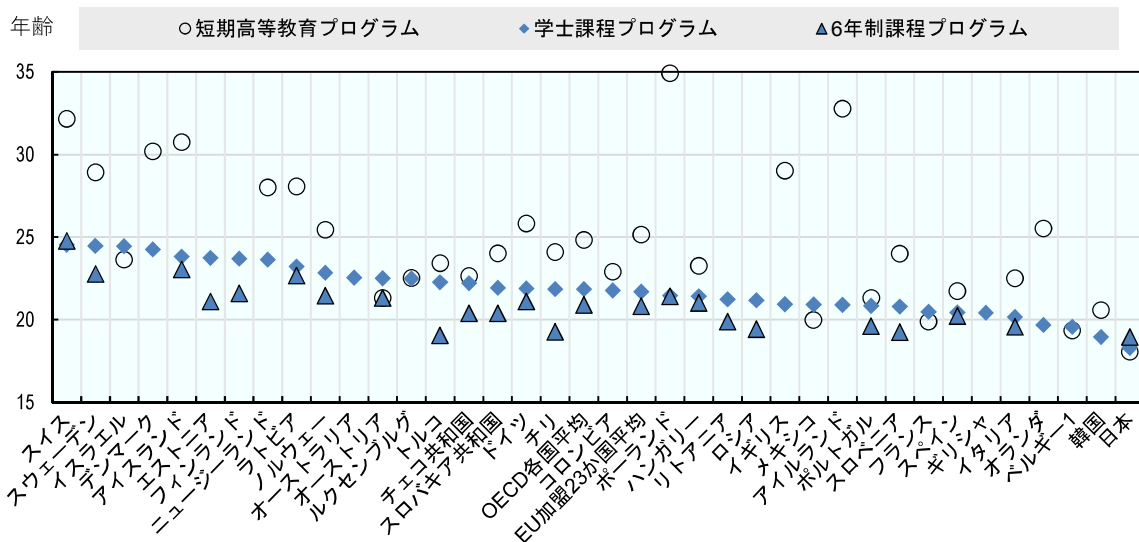
※給与と所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同等として計算した場合。

「図表でみる教育：OECD インディケーター」(OECD, 2019^[1]) は、世界の教育の現状に関する適正かつ確かな情報源であり、OECD 及びパートナー諸国における教育制度の構造、財政及び成果に関するデータを提供している。

日本

- 日本は高等教育が十分に普及している。**2018 年時点で、25～64 歳人口の半数以上が高等教育を修了しており、これは OECD 平均を 13 ポイント上回っている。**しかしながら OECD 諸国と比較すると、日本は、**全学生に占める成人及び留学生の割合が低く、学生の均質性**がかなり高い。
- 2016 年時点で、一般政府総支出に占める初等から高等教育に対する支出の割合は 7.8%であり、これは OECD 平均を下回っている。**2010 年から 2016 年の間に一般政府総支出は増加しているにもかかわらず、公財政教育支出は減少した。**
- 日本は、教育分野を含め、依然として男女間の雇用が不平等である。**中等及び高等教育における女性教員の割合は OECD 諸国で最も低い。**
- 3 歳未満の幼児の早期幼児教育・保育の在籍率は、**2010 年の 19%から 2017 年の 30%まで上昇した。**しかし、この割合は **OECD 平均の 36%を依然として下回っている。**それに対して、3～5 歳児の在籍率は 2017 年時点で 91%であり、これは OECD 平均の 87%を上回っている。

図 1 教育段階別初回入学者の平均年齢（2017 年）



注：修士課程の長期の第一学位については標本サイズが小さい場合がある。

1 短期高等教育のデータはフラマン語圏のみ。

左から順に、学士課程初回入学者の平均年齢が高い国（2017 年時）。

資料：OECD / UIS / Eurostat (2019)。表 B4.1。詳細は「資料」を参照。付録 3 の注を参照 (<https://doi.org/10.1787/f8d7880d-en>)。

【出典：OECD ホームページ（文部科学省のページから外部リンク）】一部抜粋

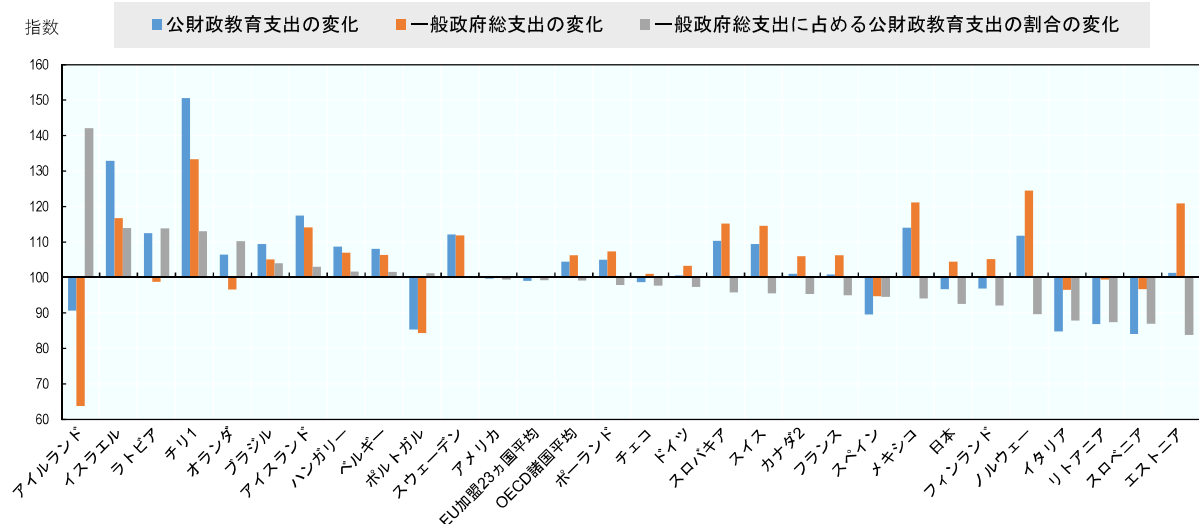
日本は高等教育が十分に普及しており高等教育修了率も高いが、成人及び留学生の割合が低い

- 2018 年時点で、日本の 25～64 歳人口の半数以上が高等教育を修了しており、これは OECD 平均の 39%を 13 ポイント上回っている。現在の入学パターンが続くと、日本では、若年層の 80%近くが生涯で一度は高等教育段階に進むことになる。これは、OECD 諸国の中で高等教育進学率が最も高い国の一つということである。日本の高等教育修了率の高さは、短期高等教育課程によるところが大きい。2017 年時点で、高等教育初回入学者の 3 分の 1 以上が短期高等教育課程に入学したが、これは OECD 平均 17%を 18 ポイント上回っている。約 3 分の 2 は学士課程に入学したが、これは OECD 平均を 13 ポイント下回っている。
- 日本では、短期高等教育修了者と後期中等教育修了者の就業率が等しく、いずれも 81%である。それに対し、OECD 諸国の就業率の平均は、短期高等教育修了者が 82%、後期中等教育修了者が 76%である。
- 日本の場合、高等教育の学習機会に最も恵まれているのは若年齢層である。短期高等教育課程及び学士課程への新入学者の平均年齢は 18 歳、6 年制課程（医学、歯学、薬学、獣医学）では 19 歳であり、いずれも OECD 諸国の中で最も低い（図 1）。日本では生涯学習が他国に比べて普及していない。25～64 歳人口で学校教育や学校教育以外の教育に参加した者の割合は、2012 年時点で日本は約 40%であったが、近隣国である韓国では 50%、米国では 59%だった。「人生 100 年時代」の到来で、従来のように生涯を教育・仕事・老後の 3 区分で捉えることは現実的ではなくなり（Gratton and Scott, 2016^[2]）、生涯学習の重要性も高まると考えられる。日本で生涯学習への参加が低調である背景には、時間的・経済的な制約、労働市場との妥当性の低さ、生涯学習への意欲や関心の低さなど、複数の要因がある（OECD, 2018^[3]）。成人教育推進に向けた政策的取組みとして、経済的支援とともに、産業界やその他の関係者との連携によって、より柔軟で実践的な高等教育を提供することが挙げられる（Central Council for Education, 2018^[4]）。
- 高等教育段階の全学生に占める留学生の割合は、2013 年の 3%から 2017 年の 4%に上昇した。依然として OECD 平均の 6%を 2 ポイント下回ってはいるものの、OECD 及びパートナー諸国の非英語圏の国々の中では、日本の留学生受け入れ数は、ロシア、ドイツ、フランスに次いで 4 番目に多かった。日本で学ぶ留学生の 90%以上はアジア出身である。より多くの留学生を受け入れることは政府の優先事項の一つであるが、これは多様性を高めるというだけでなく、2040 年までに 18 歳人口が 30%減少すると予測される中、日本の高等教育の安定性を維持することも目的としたものである（Central Council for Education, 2018^[4]）。政府は、2013 年から 2023 年の間に留学生受け入れ数を 2 倍にすることを目標に、複数の政策を展開している（Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, 2019^[5]）。例えば、英語で授業を行うプログラム数の拡大、留学生に対する日本語教育や卒業後の就職支援等である。政府はまた、日本の高等教育プログラムの国際通用性を確保することを目指し、大学の海外校設置についても検討している（Central Council for Education, 2018^[4]）。
- OECD 諸国に比べ、日本は入学制度の選抜性が高いといえる。OECD 諸国の約半数が、進学に必要な教育段階を修了した志願者すべてに入学を許可するというオープン・アドミッション制度を採用する教育機関をいくつか有している。しかし日本の場合、志願者は通常、全国共通入学試験と各教育機関が実施する個別試験のいずれか、または双方の成績に基づいて評価される。また、志願者の後期中等教育機関における成績が考慮される場合もあり、その際は、面接、内申書、その他の方法で適性が評価される。しかし、選抜の度合いは各機関の規模、所在地、設置形態や学部学科等で異なる。私立大学数の増加及び若年人口の減少により、2018 年時点で、私立大学及び短期大学の約 40%が入学定員に満たなかった（The Promotion and Mutual Aid Corporation for Private Schools of Japan, 2018^[6]）。

一般政府総支出の増加に関わらず、公財政教育支出は 2010 年から 2016 年の間に減少した

図 2 一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合の変化指数（2010 年から 2016 年）

初等教育から高等教育（2010 年 = 100、実質価格）



注：

1 調査年は 2017 年。

2 初等教育に就学前教育が含まれる。

左から順に、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合の変化が大きい国。

資料：OECD/UIS/Eurostat (2019)。表 C4.3。詳細は「資料」を参照。付録 3 の注を参照 (<https://doi.org/10.1787/f8d7880d-en>)。

- 2016 年時点で、日本の初等から高等教育機関に対する支出は、対 GDP 比 4%だったが、これは OECD 平均を 0.9 ポイント下回っている。しかしながら、日本は世界第 3 位の経済大国であり、初等から高等教育機関に対する生徒・学生一人当たりの年間支出は 12,100 米ドル¹と、OECD 平均を上回っている。
- 日本政府は、2016 年に公財政支出の 7.8%を初等から高等教育に支出しており、この割合は OECD 平均を 3 ポイント下回っている。この割合は、公財政教育支出が一般政府総支出の 8.4%を占めていた 2010 年と比べると、0.6 ポイント低いことになる。この背景には、2010 年よりも公財政教育支出が減ったこと (-3.3%) に加え、一般政府総支出において特に社会保障等、他の分野への配分が増えたこと (+4.4%) がある（図 2）。
- 2016 年時点で、初等、中等、高等教育以外の中等後教育における教育支出の 90%以上は公的資金によるものであり、これは OECD 平均に近い。しかし、高等教育段階の教育支出については、53%が家計負担、17%がその他私的部門によって賄われ、公財政支出が占める割合はわずか 31%で、OECD 諸国の中で最低水準の国の一つである。日本では、高等教育の授業料の高さが懸念事項になって久しい。国公立大学の学士課程の平均年間授業料は、2017～2018 年度は 5,200 米ドル、私立大学では 8,800 米ドルに上る。多くの学生が卒業時に多額の負債を抱え、平均負債額は 28,300 米ドルである。これに対し政府は、2020 年より授業料減免、また給付型奨学金の拡充を行い、低所得者世帯の学生に対する経済的支援を強化する方針である (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, 2018^[7])。

¹ GDP 購買力平価 (PPP) による米ドル換算額。